

障害者総合支援法

ご利用の場合

補装具を身体障がい者手帳にて新調する場合、
市役所の障がい福祉窓口(社会福祉事務所)にて申請が必要になります。



窓口で補装具費支給申請のご相談

下記、A・B・C いずれかで手続きします。
詳しくは役所へご相談ください。

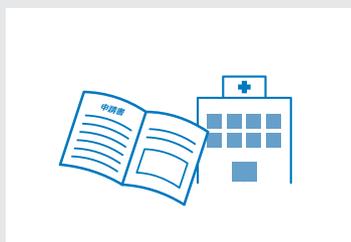
申請用紙記入の際、下記が必要となります。

- 印鑑
- 障がい者手帳
- マイナンバー
(自治体によって unnecessary 場合があります)

A

文書判定の場合

市役所で補装具意見書・処方箋の
用紙を受け取り、医療機関受診の上、
医師に記入していただく。



病院で提出する書類

- 補装具意見書
- 補装具処方箋
(補装具の種類によって、不要な場合があります)

P2へ続く

B

直接判定もしくは 巡回相談の場合

市役所で予約をしてください。



役所指定の会場・日時にて
判定を受けてください。

当日の認め印をお持ちください。

P3へ続く

C

同型交付

(手帳で前回作製したものと
同じもの)をご希望の場合、役所へ
ご申請の手続きをしてください。

※一部対象外品目もございますので
詳しくは福祉窓口にてお尋ねください。

P4へ続く

A

文書判定の場合



大仁商店(義肢装具製作者)が見積もりを作成します。



補装具意見書・処方箋・見積書を市役所の障がい福祉窓口へご提出ください。



審査の上、約1~3ヶ月後に支給券が発行されます。

※期日を越える場合がありますので、詳しくは市役所へご相談ください

お手元に支給券が届きましたら弊社までご連絡ください。



補装具の製作を開始します。(採型・採寸・仮合わせ等)



補装具完成。支給券へご署名ご捺印のうえ、
利用者負担額・差額が発生している場合は弊社へお支払いください。

医師へ補装具の適合の確認及び補装具適合意見書の記入のため
医療機関を受診してください。書類が出来上がりましたら弊社へご連絡ください。



補装具の受け取り



主治医の先生に意見書・処方箋を書いていただく場合は**文書料が発生する**
場合があります。詳しくはかかりつけの病院へお尋ねください。

※自治体により生活保護対象の方は役所への事前申し込みにより文書料が給付される場合があります。
詳しくは市役所の生活保護窓口へおたずねください。



直接判定もしくは 巡回相談



大仁商店(義肢装具製作者)が見積もりを作成します。



見積書を市役所の障がい福祉窓口へご提出ください。



審査の上、約1~3ヶ月後に支給券が発行されます。

※期日を越える場合がありますので、詳しくは市役所へご相談ください

お手元に支給券が届きましたら弊社までご連絡ください。



補装具の製作を開始します。(採型・採寸・仮合わせ等)



補装具完成。支給券へご署名ご捺印のうえ、
利用者負担額・差額が発生している場合は弊社へお支払いください。

直接判定・巡回相談を受けられた方は巡回相談・直接判定にて適合判定を
受けていただく必要がございます。



補装具の受け取り



直接判定 / 巡回相談を受けていただく場合は文章料は発生しません。

後日、直接判定もしくは巡回相談にて
適合判定を受けていただく必要があります。

C 同型交付



大仁商店(義肢装具製作者)が見積もりを作成します。



見積書を市役所の障がい福祉窓口へご提出ください。



審査の上、約1~3ヶ月後に支給券が発行されます。

※期日を越える場合がありますので、詳しくは市役所へご相談ください

お手元に支給券が届きましたら弊社までご連絡ください。



補装具の製作を開始します。(採型・採寸・仮合わせ等)



補装具完成。支給券へご署名ご捺印のうえ、
利用者負担額・差額が発生している場合は弊社へお支払いください。

同型交付を受けられた方は巡回相談・直接判定にて適合判定を
受けていただく必要がございます。



補装具の受け取り



同型交付は、後日、直接判定もしくは巡回相談にて
適合判定を受けていただく必要があります。